

2020 年度 英国現代奴隷法及び豪州現代奴隷法に関する声明

日本航空株式会社（以下「当社」）は、英国現代奴隷法第 54 条及び豪州現代奴隷法第 16 条の定めに基づいて、JAL グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みにつき、以下のとおり開示いたします。

1. JAL グループについて

■組織と事業の概要

1951 年に創立した JAL グループは、当社・子会社 79 社及び関連会社 51 社により構成されており、連結従業員数は 36,060 人を抱え、航空運送事業及びその他事業を営んでいます（2021 年 3 月 31 日現在）。航空運送事業においては、368 都市（コードシェアを含む）に乗り入れている他、空港旅客サービス、グランドハンドリング、整備、貨物、旅客販売、空港周辺事業等を営んでいます。また、その他事業として、旅行の企画販売事業、クレジットカード事業等を営んでいます。英国においては、航空事業を営む当社がロンドン・ヒースロー空港に就航しており、また連結子会社で旅客販売業を営む EURO-CREATIVE TOURS (U.K.) LTD、JALPAK INTERNATIONAL (EUROPE) B.V. がロンドンに拠点を構え、事業を行っています。また、豪州においては、シドニー、メルボルン空港に就航しています。事業の概要については企業サイトの「運航路線数」「主要事業データ」からご覧いただけます。

■サプライチェーン

JAL グループは、航空運送事業を中心に事業を運営しており、そのバリューチェーンは、路線構築、各種調達、システム開発・保守、広報・広告、旅客販売、空港旅客サービス、グランドハンドリング、貨物・物流、航空便運航、リテール、機体整備等に渡り、また調達品目は航空機、燃料、機内物品等を中心に、業務委託による役務サービスを含みます。

■JAL グループ企業理念

JAL グループは、「企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献」することを企業理念として掲げています。また、JAL グループ社員が持つべき意識・価値観・考え方として「JAL フィロソフィ」を策定し、その実践を通じて企業理念の実現を目指しています。

2. 奴隷労働と人身取引の防止に関する方針

JAL グループは 2004 年 12 月より、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に参加しており、世界に向けて「それぞれの企業活動において人権を尊重すること」を宣言しています。そして、社員が業務の様々な面で遵守すべき行動指針である「JAL グループ行動規範」の下、人権の尊重が普遍的な価値であり、企業理念の実現と一致するとの考えに基づき、「JAL グループ人権方針」を定めると共に、サプライヤーに遵守をお願いしている「JAL グループサプライヤー行動規範」を定め、人権侵害への加担防止や、奴隷労働と人身取引の防止に努めています。

■JAL グループ行動規範

2019 年度に、「JAL グループ行動規範」を定め、本規範における「一人一人の尊重と働きがい（人権・労働）」の項目において、あらゆる人々の人権を尊重する責任を果たすとともに、自らの事業行動の結果、人権の侵害に加担したりすることがないように行動することとしています。

詳細については企業サイトの「行動規範」からご覧いただけます。

■JAL グループ人権方針

国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、及び、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、また、JAL グループ行動規範「一人ひとりの尊重と働きがい（人権・労働）」に関する方針として、2019 年度に「JAL グループ人権方針」を掲げました。この方針に基づき、あらゆるステークホルダーに対する人権への負の影響を防止し、軽減する取り組みを進めることを宣言しました。

詳細については企業サイトの「人権の尊重」からご覧いただけます。

■JAL グループサプライヤー行動規範

JAL グループ行動規範は、サプライヤーにも同内容の遵守を求めており、JAL グループとそのサプライチェーン上において、奴隷労働と人身取引を防止するため「JAL グループサプライヤー行動規範」を日本語、英語、中国語にて定めています。本規範は、国連「グローバル・コンパクト」の原則に基づき、(1) 品質確保、(2) 人権・労働、(3) 職場環境における安全衛生、(4) 環境、(5) ビジネスマネジメント、(6) サプライヤーへの展開、(7) 地域や社会への貢献、(8) 社内の取り組み体制の構築の 8 つの項目から構成され、JAL グループでは全てのサプライヤーに本規範の理解・遵守をお願いしています。

詳細については企業サイトの「調達情報」からご覧いただけます。

3. 自社とサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引の防止に関するプロセス

人権の尊重については、JAL グループ人権方針に基づく「人権デューデリジェンス（以下、「人権 DD」）」を確立し、自社およびサプライチェーン上における人権リスクの特定、人権リスクの評価、人権リスクへの対策の PDCA サイクルを回すことで、常に課題に向き合い、現状を社会に開示し、改善を続けていきます。また、下記のような取り組みにより、自社の商品・サービスの提供に伴う直接的、間接的な人権侵害への加担、あるいは航空機の運航に伴う人身取引への加担を防止していきます。

■人権デューデリジェンス

JAL グループ人権方針に則った人権尊重の手段としての人権 DD の仕組みと運営、及び JAL グループの事業により人権に関し負の影響を受けている、あるいは受けるであろうと考えられるサプライヤー、お客さま、社員などステークホルダーが直接懸念を表明するための仕組みである「苦情処理メカニズム」の構築について、社内規程を策定しました。

また、当該規程に則り JAL グループ全社・全部門を対象とした人権に関わるリスク調査を実施しました。その後、外部の専門家の助言も得ながら、その結果に基づいて 2021 年度は「サプライチェーンマネジメント」、「商品・サービスの提供」、「社内環境の整備」の 3 つの事業活動ごとに人権に関わる重点課題を

設定し、事業を通じた人権の尊重の取り組みを纏めました。

社内規程にて定めた人権 DD のプロセス、及び人権に関わる重点課題や取り組みの内容については、企業サイトの「人権の尊重」からご覧いただけます。

■サプライチェーンのリスク評価とモニタリング

JAL グループでは、持続可能なサプライチェーンの構築を推進するため、2015 年より Sedex Information Exchange Limited (Sedex) のグローバル・メンバーシップに加盟し、サプライヤーに対しても Sedex への加盟、及び自己評価アンケートへの回答をお願いしています。これに加え、2019 年度からは当社独自の自己評価アンケート (JAL 調査票) を主要サプライヤーに送付し、JAL 調査票への回答を依頼しています。今後も引き続き、機内食や機内提供品、制服等、人権への負の影響が大きい物品・役務サービスを提供いただいているサプライヤーを中心に、信頼関係を構築しながら、リスク評価とモニタリングを実施し、必要に応じ、サプライチェーン上の奴隷労働や人身取引を防止・軽減する対策を講じていきます。

■人身取引に関わる通報・連携体制

航空輸送による人身取引 (ヒューマン・トラフィッキング) への加担の防止に向け、人身取引の現場となり得る部門を中心に、国際機関にて検討されている対策を参考にしながら、人身取引と疑わしき事例に遭遇した際の通報、連携の仕組みを設定しました。

4. 奴隷労働と人身取引の防止に関する研修

新入社員研修や新任管理職研修といったさまざまな社内研修の場で「人権啓発」の時間を設ける等、多くの社員に人権を尊重する意識の浸透を図っています。

2020 年度には、全社員を対象に「一人一人の尊重と働きがい (人権・労働)」の項目を含む JAL グループ行動規範に関する教育を実施しました。

また、これまでも航空輸送による人身取引への加担防止に努めるべく、人身取引の現場となり得る部門を中心に教育を行っていますが、今後は全社員を対象に、「JAL グループ人権方針」および人身取引の防止に関する内容を含む人権尊重に関わる研修プログラムを策定・実施し、JAL グループとして人身取引の防止に向けた取り組みをさらに進めてまいります。

5. 今後の取り組み

今後は社内規程に定めた人権 DD の仕組みに則り、毎年度 JAL グループ全社・全部門を対象とした人権に関わるリスク調査を行い、年度ごとの重点課題を定め、人権の尊重に向けた取り組みを継続的に進めていきます。

また、国内外のサプライヤーに広く開かれた通報窓口と通報に対する対応プロセスを整備します。

これらの取り組みを通じて、引き続き、JAL グループとサプライチェーンにおいて奴隷労働と人身取引が発生することのないよう、適切に行動します。

6. 取締役会の承認

本声明は取締役会の承認を得ており、代表取締役社長 赤坂 祐二により署名されています。

2021年9月27日

赤坂 祐二

日本航空株式会社

赤坂 祐二（代表取締役社長執行役員）